

民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本パラスポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助、中学生年代の都道府県大会等主催団体補助、全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助、大規模国際スポーツ大会主催団体補助及び日本アンチ・ドーピング機構補助）及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助）交付要綱

昭和53年5月31日
文部事務次官裁定
最終改正 令和5年3月9日

（通則）

第1条 民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本パラスポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助、中学生年代の都道府県大会等主催団体補助、全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助、大規模国際スポーツ大会主催団体補助及び日本アンチ・ドーピング機構補助）及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金（日本スポーツ協会補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第3項の規定に基づき、スポーツ団体等が行う事業に対して、団体の自主性を尊重しつつ、当該事業に要する経費の一部を補助し、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）及び補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

（不交付の措置）

第4条 スポーツ庁長官（以下「長官」という。）は、第17条の規定により交付決定が取り消された補助事業者に対し、当該交付決定取消事業に係る補助金の返還命令があった翌年度以降5年以内の間で当該違反内容等を勘案して相当と認められる期間、補助事業の全部又は一部について、補助金を交付しないものとする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1による交付申請書を長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕

入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到着してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した交付申請取下げ書を長官に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さねばならない。ただし、補助事業の運営上一般の競争に付すことが困難又は不適當であるときは、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10%以内の変更又は配分された補助対象経費の各科目の30%以内の変更いずれかに該当する場合はこの限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更はこの限りではない。

2 長官は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第3による申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第4による事故報告書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官から報告を求められたときは、速やかに様式第5による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 別記1及び別記2に定める「全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体」を除く補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）はその日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、様式第6による実績報告書を長官に提出しなければならない。

- 2 別記1及び別記2に定める「全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体」の実績報告書の提出期限については、別に定める。
- 3 第1項及び第2項の実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 長官は、前条第1項及び第2項の規定による補助事業の完了に係る報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

- 2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第7）を長官に提出しなければならない。

- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（別紙様式8）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第17条 長官は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、施行令及びこの要綱又は適正化法、施行令若しくはこの要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようするときは、財産処分申請書（様式第9）を長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5か年間保管しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱に規定に基づく申請、届出、報告その他長官又は文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 長官又は文部科学省は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官又は文部科学省は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月19日から施行する。
- 2 別記2の（注2）については、平成24年4月19日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

- 1 この交付要綱は、平成25年3月29日から施行する。
- 2 第4条については、平成25年3月29日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（改正 平成27年2月27日）

この交付要綱は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成26年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年11月11日）

この交付要綱は平成27年11月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附則（改正 平成28年3月9日）

この交付要綱は、平成28年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成27年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成29年3月2日）

この交付要綱は、平成29年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成28年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成 30 年 2 月 16 日）

この交付要綱は、平成 30 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 29 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 平成 31 年 3 月 29 日）

この交付要綱は、平成 31 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 30 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 3 月 31 日）

この交付要綱は、令和 2 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、令和元年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 5 月 14 日）

この交付要綱は、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 2 年度当初予算以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 8 月 11 日）

この交付要綱は、令和 2 年度補正予算（第 2 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 2 年度補正予算（第 1 号）以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 3 年 1 月 25 日）

この交付要綱は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。

附則（改正 令和 3 年 3 月 31 日）

この交付要綱は、令和 2 年度補正予算（第 3 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 2 年度補正予算（第 2 号）以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 4 年 1 月 26 日）

この交付要綱は、令和 3 年度補正予算（第 1 号）以降の予算に係る補助金の交付から適用し、令和 3 年度当初予算以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 4 年 3 月 23 日）

この交付要綱は、令和 4 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、令和 3 年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則（改正 令和 4 年 4 月 28 日）

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

附則（改正 令和 4 年 11 月 28 日）

この交付要綱は、令和 4 年 11 月 28 日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 令和 5 年 3 月 9 日）

この交付要綱は、令和5年3月9日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。